

新型コロナウイルス関連情報（新たな措置の追加）

令和2年11月13日

12日、ポルトガル政府は、国内の新型コロナ感染症の拡大を受け、新たな措置を追加しましたので、ご留意ください。

1. 11月13日から以下の市を感染高リスクのリストから除外

Batalha, Mesao Frio, Moimenta da Beira, Pinhel, Sao Joao da Pesqueira, Tabuaco 及び Tondel

2. 11月16日から新たに77市を感染高リスクのリストに追加（計191市*）

3. 感染高リスクとされる191市を対象に、週末の商業施設の営業時間を8時から13時までに制限（薬局、診療所、ガソリンスタンド及び200平方メートル以内の食品販売店等は対象外）

4. 週末13時以降のレストラン営業は宅配のみ許可

*191市の内訳（5ページ目のANEXO II）

<https://dre.pt/application/conteudo/148444017>

【連絡先】

在ポルトガル日本国大使館 領事班

電話：+351-21-311-0560

FAX：+351-21-353-7600

Email:consular@lb.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<http://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※当館に「在留届」を提出した方で帰国や転居済みの方は、以下のURLから帰国届又は
転出届を提出してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>